

東近江市立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市立認定こども園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 11 月 29 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市立認定こども園条例の一部を改正する条例

東近江市立認定こども園条例（平成 25 年東近江市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表東近江市立ちどろり幼稚園の項の次に次のように加える。

東近江市立能登川あおぞら幼稚園

東近江市佐野町 379 番地

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（東近江市立幼稚園条例の一部改正）

2 東近江市立幼稚園条例（平成 17 年東近江市条例第 102 号）の一部を次のように改正する。

別表東近江市立能登川第一幼稚園の項を削る。

提案理由

東近江市子ども・子育て支援事業計画に基づき、新たに東近江市立能登川あおぞら幼稚園を設置したく、本議案を提出するものである。